

MY企業年金通信

区分	DB	DC	その他
内容	法令等	制度	運用
必須ご対応 事項(※)	あり	なし	その他

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

確定給付企業年金制度の2018年度財政決算結果について

※当資料での略号:

確定給付企業年金＝DB

確定給付企業年金法施行規則＝規則

規則第52条に規定する簡易な基準に基づくDB制度＝簡易基準

簡易基準以外のDB制度＝本則基準

2019年8月



明治安田生命

◆当社に幹事業務を委託いただいているDB制度のうち、2018年度(2018年4月末日～2019年3月末日が事業年度の末日となる事業年度)に財政決算を実施した本則基準459制度、簡易基準518制度、合計977制度について、結果を集計しました。

1. 予定利率と時価ベース利回り

- ・ 予定利率は、本則基準で平均2.20%、簡易基準で平均2.05%でした。
- ・ 時価ベース利回りは、本則基準で平均1.02%、簡易基準で平均1.01%でした。

➡ 2ページ～7ページをご参照ください。

2. 継続基準による検証

- ・ 継続基準の積立比率は、本則基準で平均1.13、簡易基準で平均1.07でした。
- ・ 基準抵触に伴い財政再計算を必要とする制度の割合は、本則基準で約0.2%、簡易基準では財政再計算を必要とする制度はありませんでした。

➡ 8ページ～9ページをご参照ください。

3. 非継続基準による検証

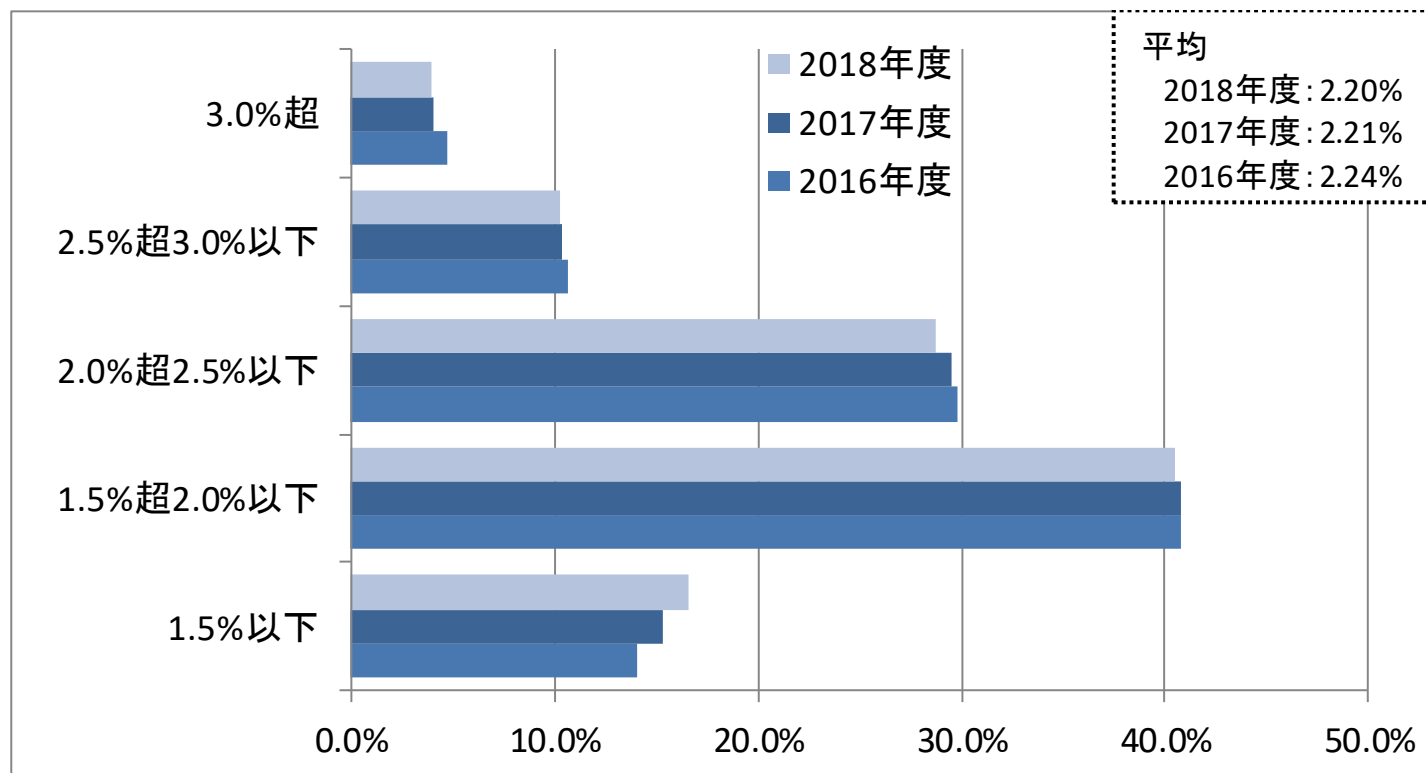
- ・ 非継続基準の積立比率は、本則基準で平均1.51、簡易基準で平均1.93でした。
- ・ 非継続基準に抵触した制度の割合は、本則基準で約8.5%、簡易基準で約0.2%でした。

➡ 10ページ～11ページをご参照ください。

1. (1) 予定利率

○本則基準

予定利率に大きな変化は見られず、2018年度の平均は2017年度からわずかに低下し2.20%でした。
2.0%以下の制度が半数以上(約57%)となっています。

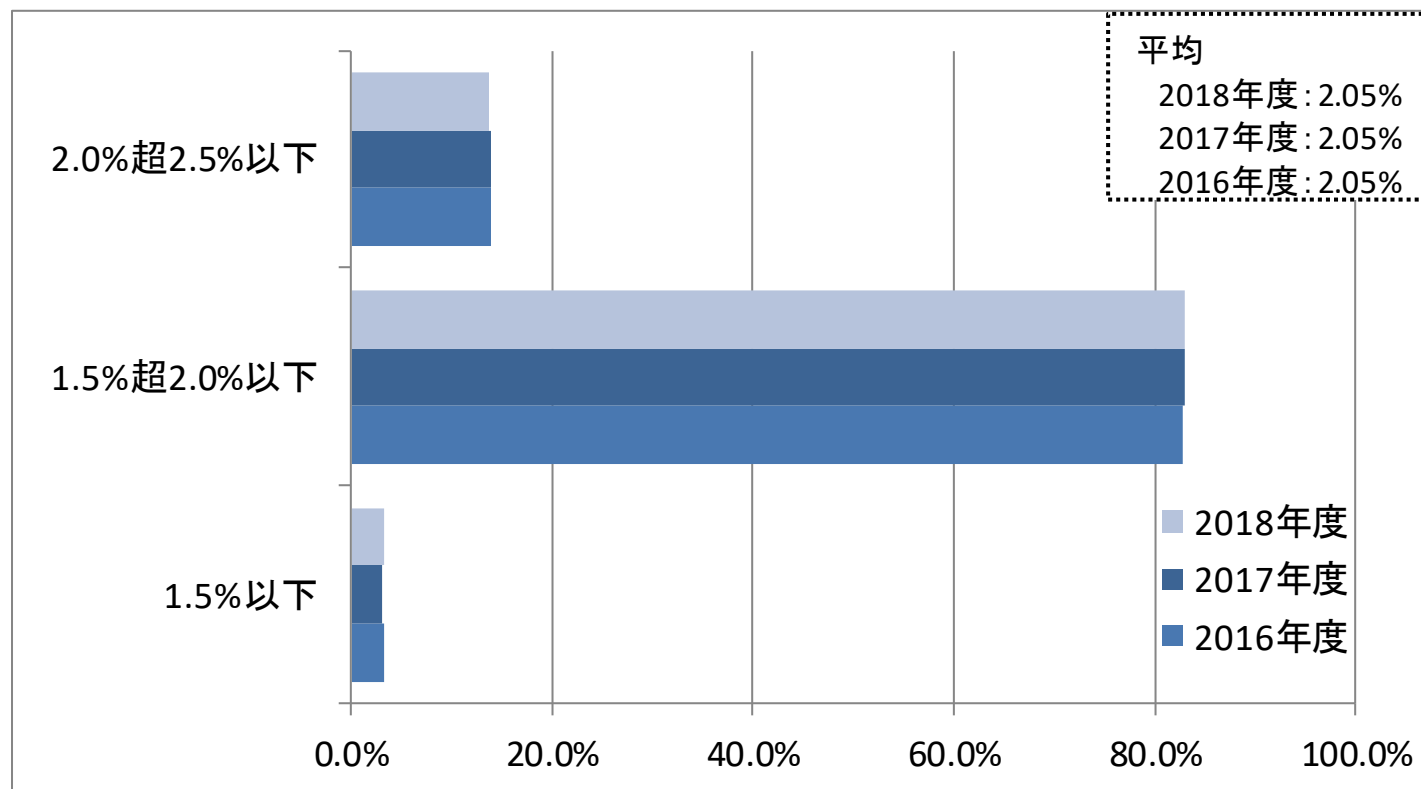


(図 1 - 1 (本則基準)) 予定利率の分布図

1. (1) 予定利率

○簡易基準

本則基準と同様、予定利率に大きな変化は見られず、2018年度の平均は2017年度と同じ2.05%でした。



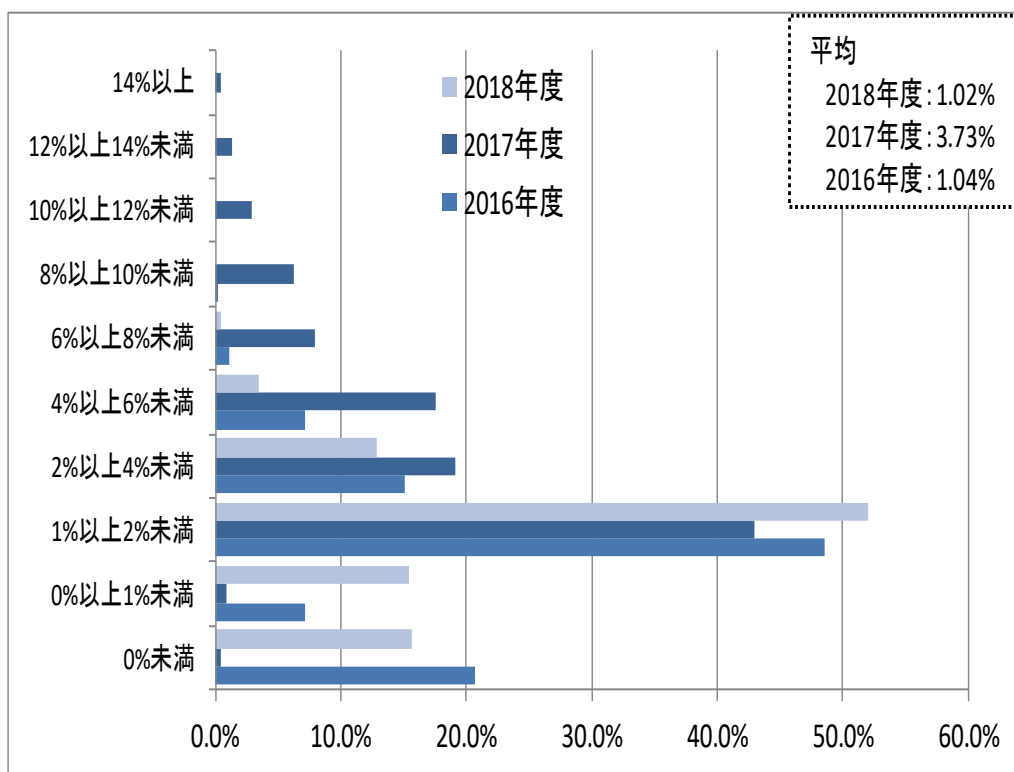
(図1-1 (簡易基準)) 予定利率の分布図

※当社でお引き受けしている簡易基準の制度設計では、給付額を算定する際に用いる再評価率を予定利率と連動させており、予定利率を引き下げると再評価率も引き下げることとなるため給付減額に該当します。

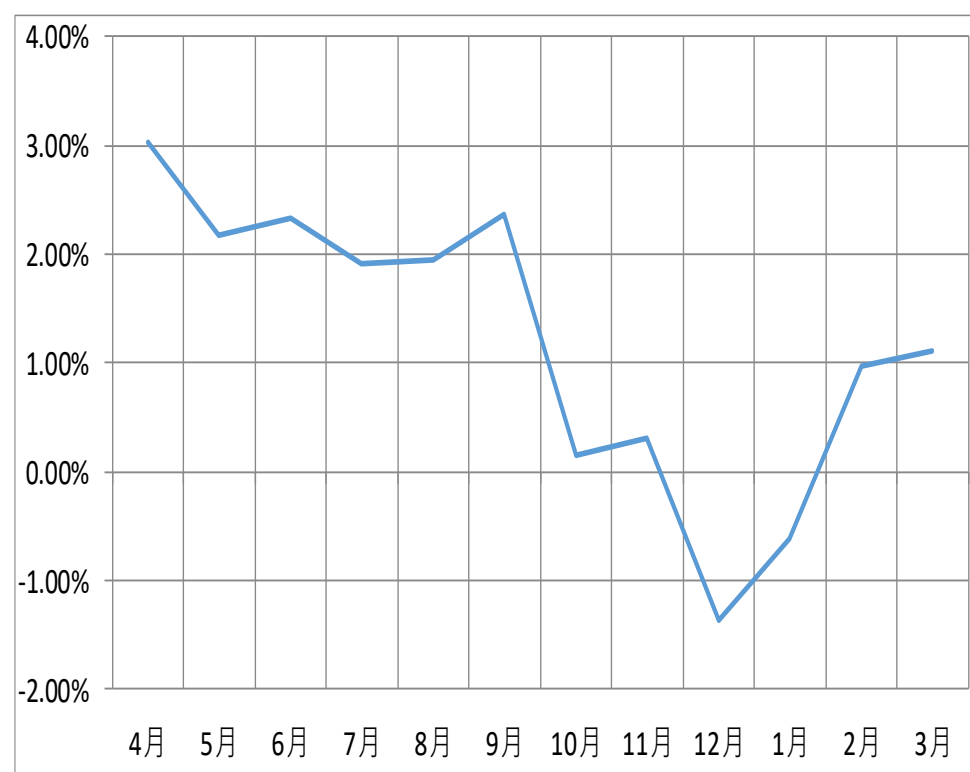
1. (2) 時価ベース利回り

○本則基準

時価ベース利回りの平均は1.02%と、2017年度の3.73%から大きく低下し、予定利率の平均(2.20%)を下回る結果となりました。時価ベース利回りがマイナスとなっている制度は全体の約16%となっています。なお、決算月別の時価ベース利回りを見ますと、【ご参考】のとおり、2018年12月末および2019年1月末に終了する財政決算では、マイナスとなっています。



(図1-2 (本則基準)) 時価ベース利回りの分布図

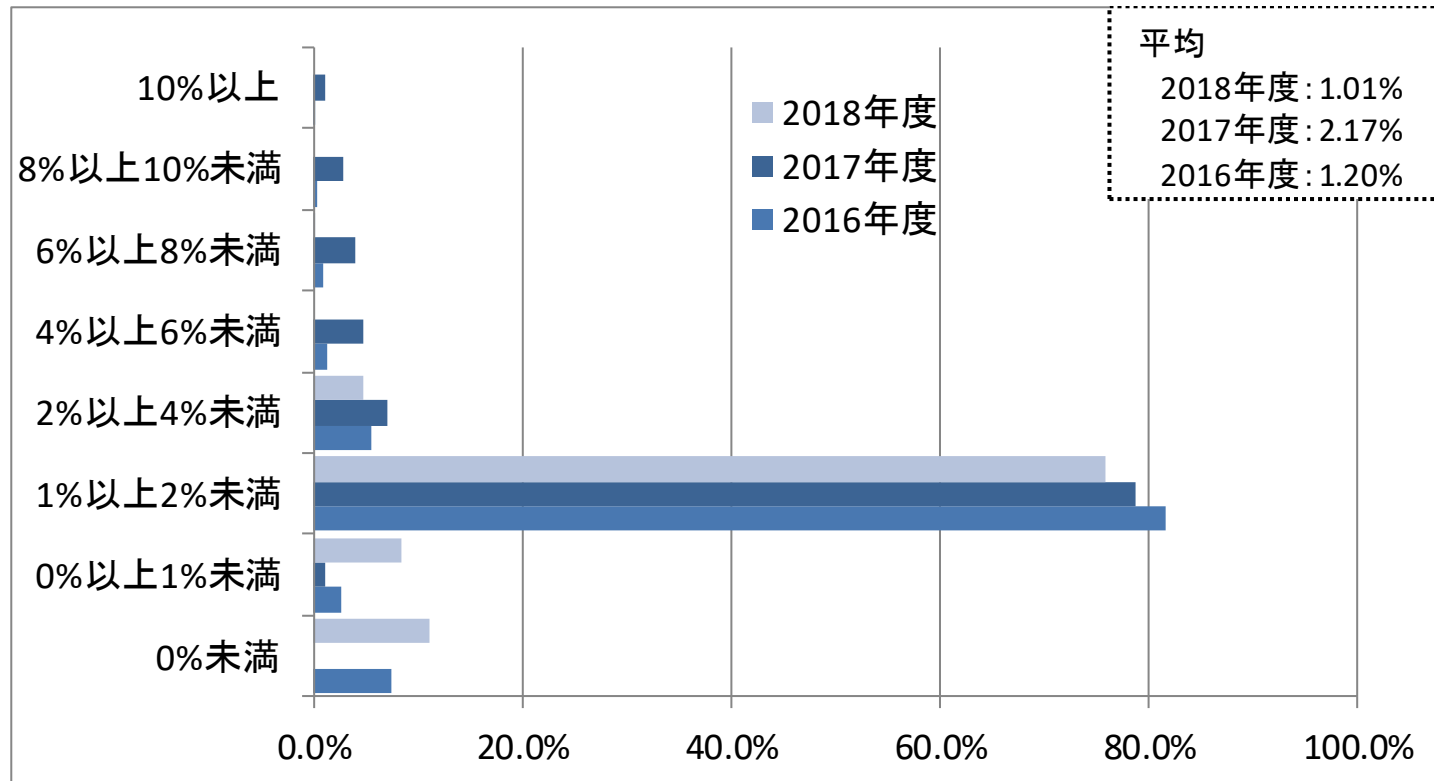


【ご参考】 (本則基準) 2018年度 決算月別時価ベース利回りの平均

1. (2)時価ベース利回り

○簡易基準

時価ベース利回りの平均は1.01%と、2017年度から低下したものの、全体の約76%が時価ベース利回り1%以上2%未満となっています。

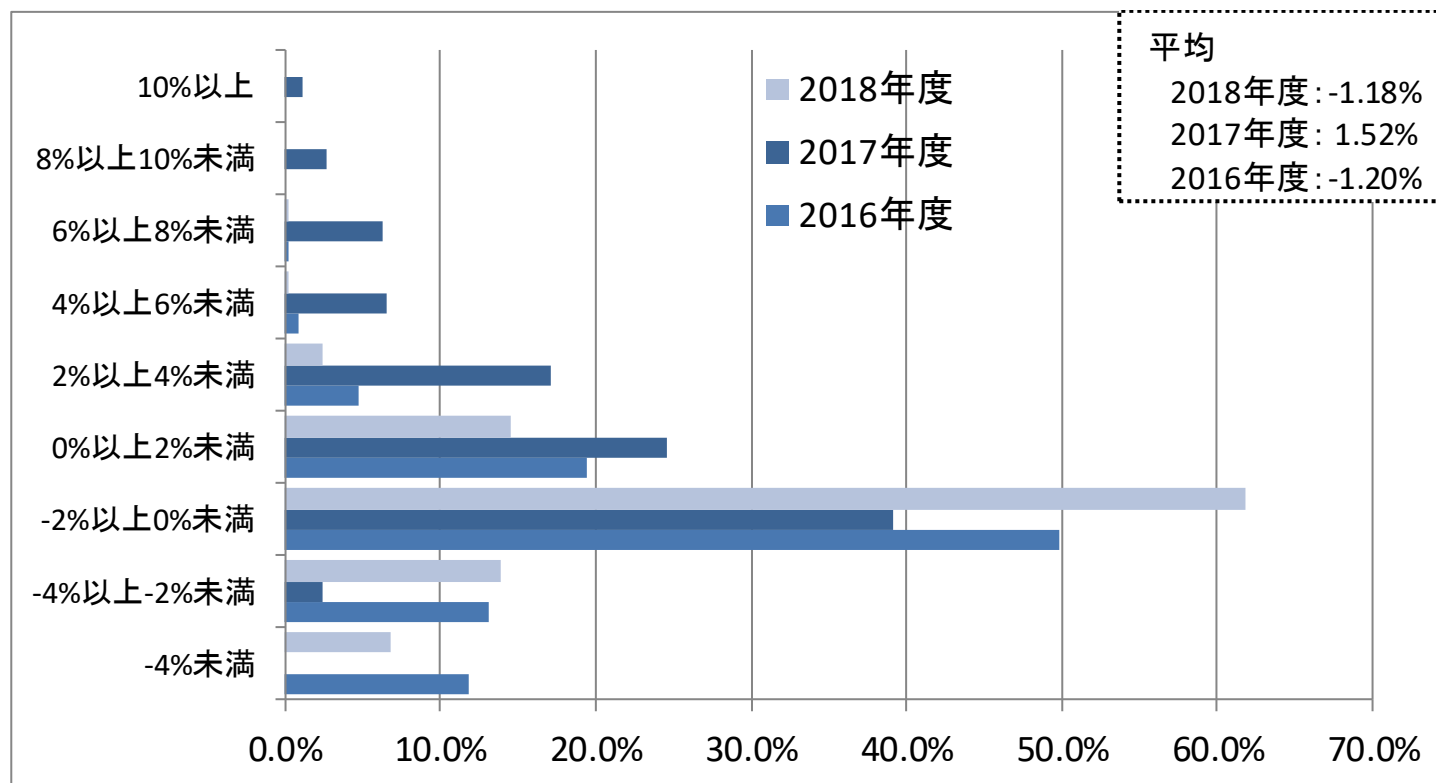


(図 1 - 2 (簡易基準)) 時価ベース利回りの分布図

1. (3) 予定利率と時価ベース利回りの比較

○本則基準

利回りの差(時価ベース利回り－予定利率)の平均は、2017年度から大きく低下し－1.18%となりました。
時価ベース利回りが予定利率を下回っている制度は約83%となっています。

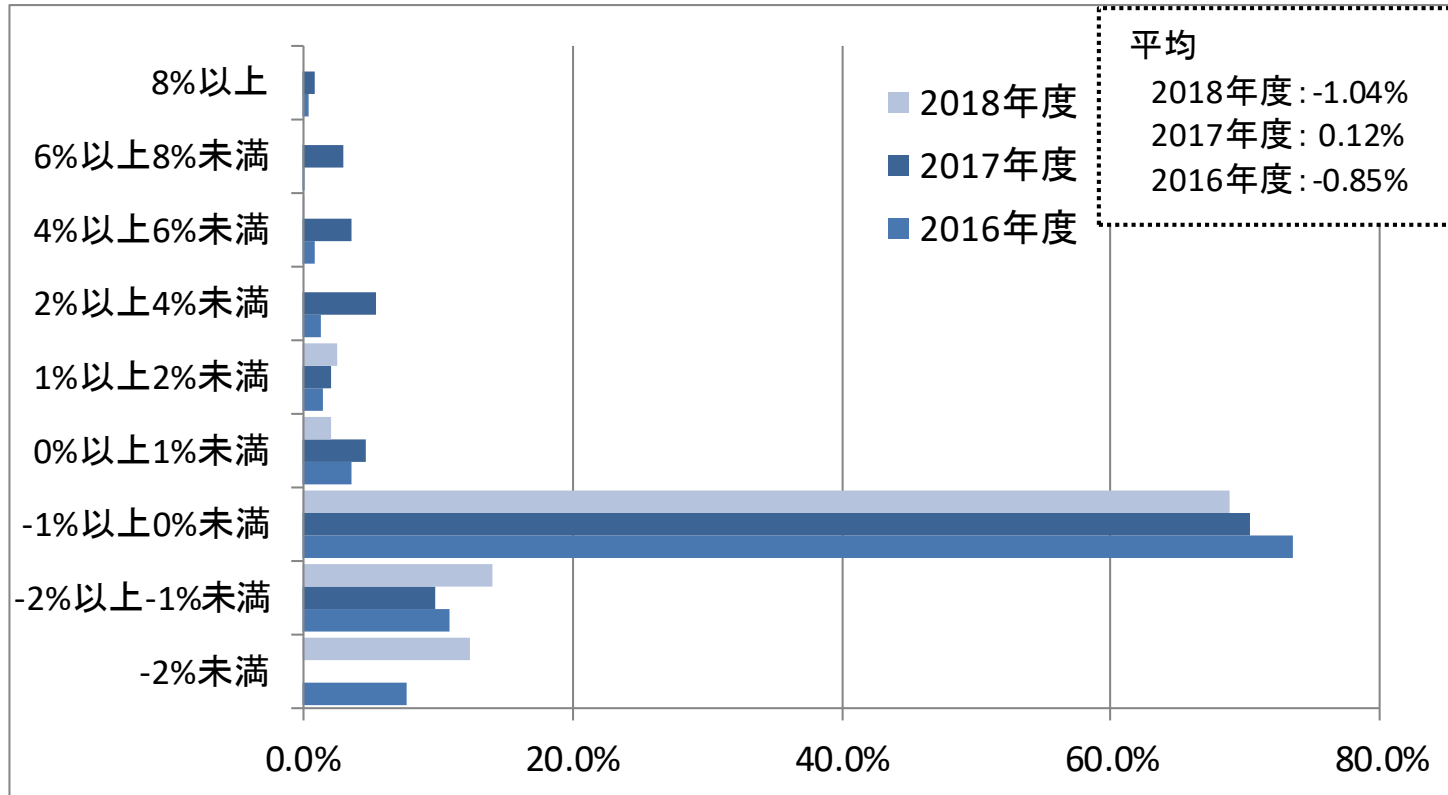


(図1-3 (本則基準)) 利回りの差の分布図

1. (3) 予定利率と時価ベース利回りの比較

○簡易基準

利回りの差の平均は、2017年度から低下し-1.04%となりました。最頻値である利回りの差-1%以上0%未満は全体の約69%となっています。

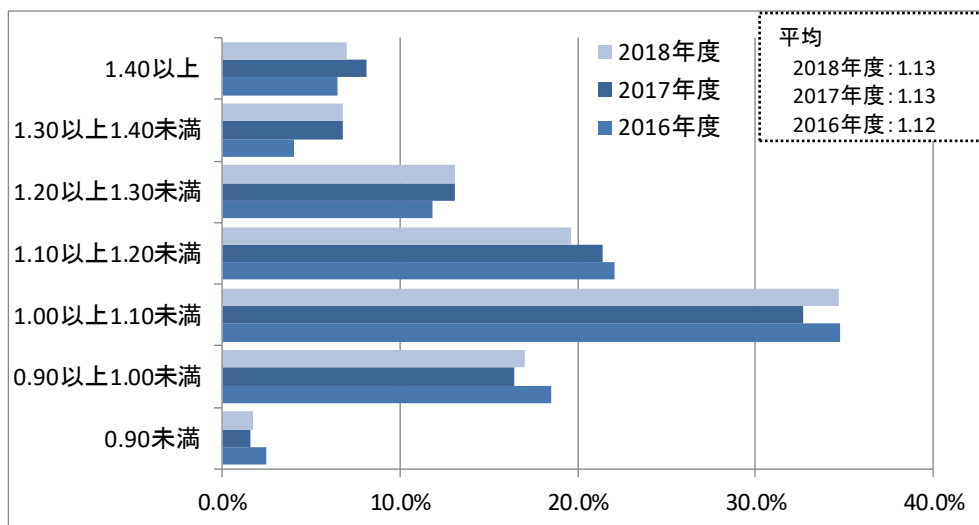


(図 1 - 3 (簡易基準)) 利回りの差の分布図

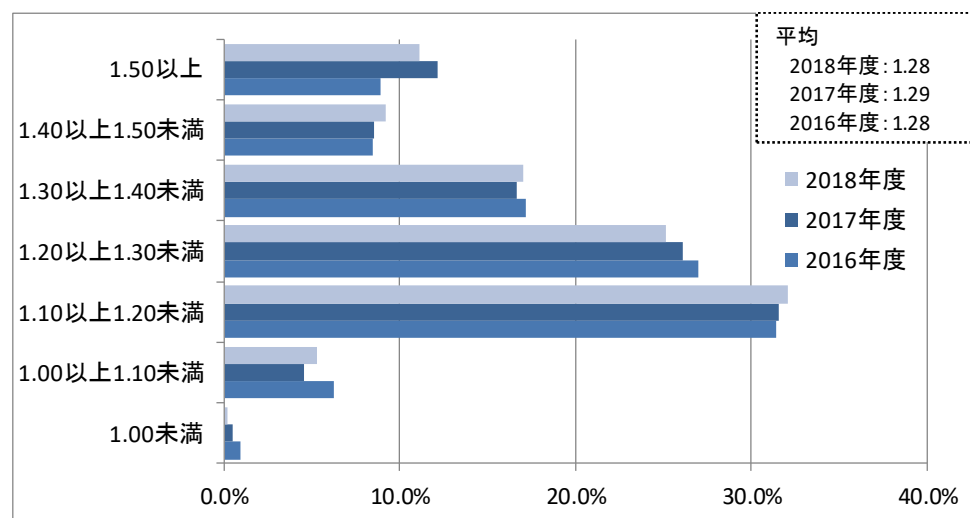
2. 継続基準による検証(※)

○本則基準

継続基準の積立比率(純資産額／責任準備金)の平均は、2017年度と同じ1.13となりました。
継続基準の積立比率が1.00未満となった制度が全体の約19%ありましたが、(数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金は1.00以上となる制度が多く、結果として財政再計算を必要とする制度は全体の約0.2%となっています。



(図2-1 (本則基準))
継続基準の積立比率の分布図



(図2-2 (本則基準))
(数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金の分布図

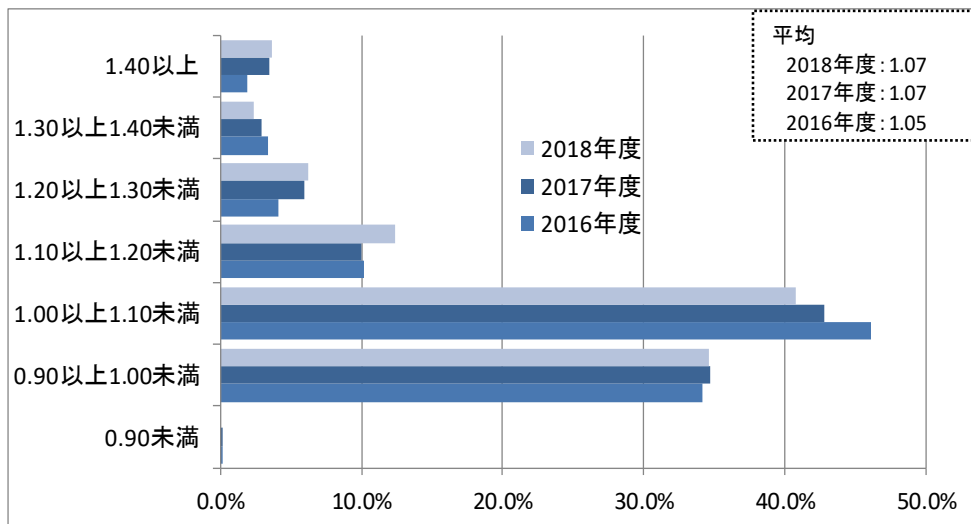
(※) 法令改正により、2018年1月末以降を基準日として財政再計算を行なった制度は責任準備金の算式が変更されています。改正の影響および継続基準による検証の詳細は、12ページ【資料1】をご参照ください。

2. 継続基準による検証

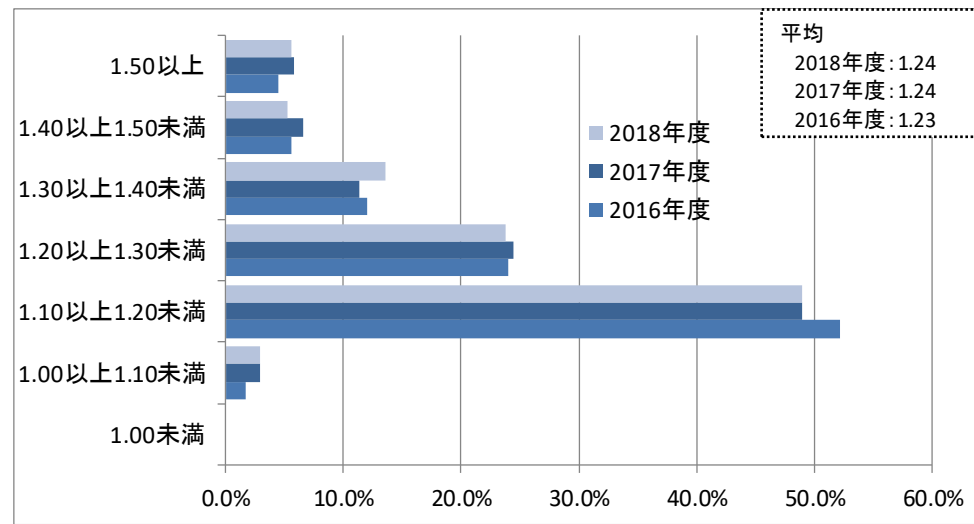
○簡易基準

継続基準の積立比率（純資産額／責任準備金）の平均は、2017年度と同じ1.07となりました。

継続基準の積立比率が1.00未満となった制度が全体の約35%ありましたが、いずれの制度も（数理上資産額＋許容繰越不足金）／責任準備金は1.00以上となり、結果として財政再計算を必要とする制度はありませんでした。



(図2-1 (簡易基準))
継続基準の積立比率の分布図



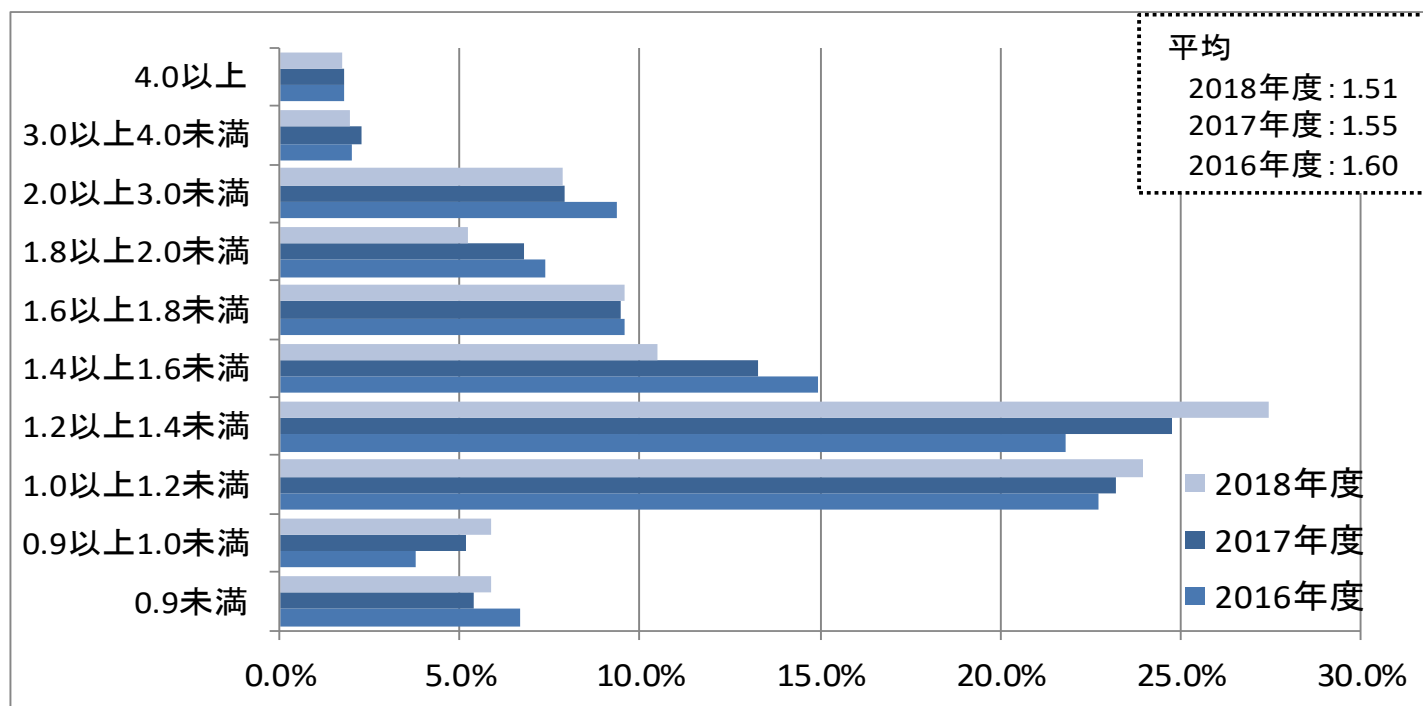
(図2-2 (簡易基準))
(数理上資産額＋許容繰越不足金)／責任準備金の分布図

3. 非継続基準による検証(※)

○本則基準

非継続基準の積立比率(純資産額／最低積立基準額)の平均は1.51で、2017年度の1.55から低下し、非継続基準に抵触した制度の割合も全体の約8.5%と2017年度の約7.4%から増加しました。

この低下の主な要因として、最低積立基準額を算定する際の予定利率(30年国債利回りの5年平均)が2017年度の1.46%から1.24%へ低下したことが挙げられます。



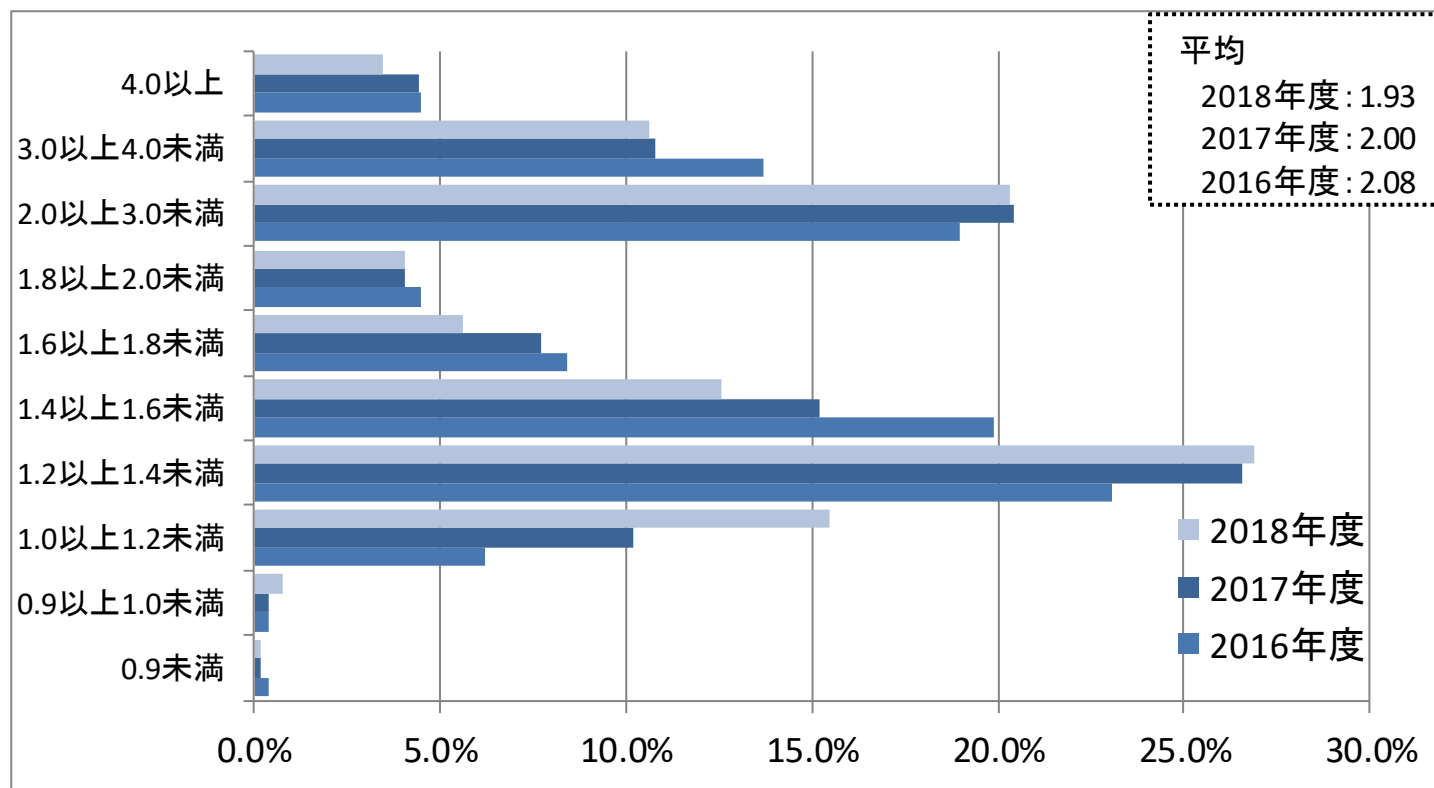
(図3-1 (本則基準)) 非継続基準の積立比率の分布図

(※) 非継続基準による検証の詳細は13ページ【資料2】をご参照ください。

3. 非継続基準による検証

○簡易基準

非継続基準の積立比率（純資産額／最低積立基準額）の平均は1.93で、2017年度の2.00から低下しました。これは、本則基準と同様、最低積立基準額を算定する際の予定利率の低下によるものと考えられます。なお、非継続基準に抵触した制度は全体の約0.2%にとどまりました。



（図3－1（簡易基準））非継続基準の積立比率の分布図

【資料1】継続基準による検証

◆継続基準による検証とは、DB制度が継続する前提で、年金資産が予定どおりに積み立てられているかどうかを検証するものであり、以下の検証をしています。

- ・純資産額 $\geq$ 責任準備金 の場合、継続基準による検証結果に問題なし
- ・純資産額 $<$ 責任準備金 の場合、継続基準に抵触するため、積立不足に伴う財政再計算の要否の判定を実施

＜財政再計算の要否＞

- ・数理上資産額＋許容繰越不足金 $\geq$ 責任準備金 の場合、積立不足に伴う財政再計算は不要
- ・数理上資産額＋許容繰越不足金 $<$ 責任準備金 の場合、積立不足に伴う財政再計算が必要

◆本則基準については、法令改正により、2018年1月末以降を基準日として財政再計算を行なった制度は責任準備金の算式が変更されています。そのため、2017年度以前との単純な比較は難しいですが、法令改正前の責任準備金の算式で、継続基準の積立比率の平均を見ても、2018年度は1.13と影響は大きくありませんでした。これは2018年1月末以降を基準日として財政再計算を行なった制度の割合は約21%と全体に占める割合が低いこと、算式が変更されてからの期間が短いため算式変更による責任準備金の変動が小さいことが考えられます。法令改正の詳細については、こちらのURLに掲載しているMY企業年金通信No. 2018-09（新財政運営基準によるDBの財政決算について）をご参照ください。

https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/pdf/news/n_201809_01.pdf

【資料2】非継続基準による検証

- ◆非継続基準とは、仮にDB制度が解散・終了した場合に、加入者や受給権者に対して解散・終了時までの期間に見合う給付を行なえるだけの年金資産が積み立てられているかどうかを検証するものであり、以下の検証をしています。なお、2017年3月末から非継続基準の積立水準目標は本来の目標である1.00となっています。

以下の①、②のいずれかに該当する場合は、積立不足償却のための特例掛金拠出の検討は不要

- ① 純資産額 $\geq$ 最低積立基準額 $\times$ 1.00
- ② 純資産額 $\geq$ 最低積立基準額 $\times$ 0.90かつ、前3事業年度中2事業年度以上で
純資産額 $\geq$ 最低積立基準額 $\times$ 各事業年度末の積立水準目標（※）

（※）積立水準目標は、各事業年度の末日に応じて以下のとおり

2013年 3月30日まで	2014年 3月30日まで	2015年 3月30日まで	2016年 3月30日まで	2017年 3月30日まで	2017年 3月31日から
0.90	0.92	0.94	0.96	0.98	1.00

- ◆最低積立基準額を算定する際の予定利率は30年国債利回りの5年平均を用いていますが、今後も過去の金利低下の影響が徐々に反映されるため、次年度以降も積立比率の引き下げ要因になると予想されます。すでに2019年度予定利率は1.05%となることが決定しており、現在の金利水準（2019年7月発行の30年国債応募者利回り：0.357%）が今後も続くと仮定すると、2020年度には0.81%、2021年度には0.60%と徐々に現在の金利水準まで低下していきます。

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。

・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。

・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 総合法人業務部 団体年金コンサルティング室

TEL : 03 - 3283 - 9094